

各種届出の記載例

第1号様式

政治団体を組織した日、又は政治団体となった日から7日以内に届出。郵送はできません。

政治団体設立届

令和7年4月3日

総務大臣 殿
長野県選挙管理委員会

政治団体の名称 「収支大事郎」後援会
事務所の所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
代表者の氏名 収支 大事郎



政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

ふりがな 名 称	「収支大事郎」後援会		<input type="checkbox"/> 政治団体の支部 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部						
	国会議員関係政治団体の区分		<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体						
目的	別紙のとおり	組織年月日	令和7年4月1日						
主たる事務所の所在地	(〒380-8570) (電話 026-232-0111) 長野市大字南長野字幅下692-2								
主たる活動地域	長野県								
代表者	氏名	住所(電話)	生年月日	選任(年月日)					
	収支大事郎	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 (電話026-234-9501)	明・大・昭 25・10・10	令和 7・4・1					
会計責任者	収支美保	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 (電話026-234-9501)	明・大・昭 30・8・15	令和 7・4・1					
会計責任者の職務代行者	信濃太郎	〒389-1392 上水内郡信濃町大字柏原428-2 (電話026-255-3111)	明・大・昭 49・1・11	令和 7・4・1					
支部の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類								
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類							
課税上の優遇措置の適用を「有」にできるのは、政党(支部含む)、政治資金団体、国会議員が主宰又は主な構成員である団体、国会議員・都道府県知事及び議会議員・指定都市の市長及び議会議員の後援団体(候補者等の後援団体でも可)です。なお、実際の優遇措置の適用については、現職か候補者等かによって差があります。									
政党	その他	衆議院議員	参議院議員	知事	県議会議員	市町村長	市町村議会議員	イ	ロ
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
					✓				

自署や、届出者本人が提出に来庁し、身分証などにより本人確認ができる場合などは押印が不要になりました。

国会議員関係政治団体においては、該当する項目に☑を入れ、下の項目も記入すること

国会議員関係政治団体については、該当する項目を記入すること。また、第1、2号ともに該当している場合は、それぞれ記入すること。

※設立届と同時に綱領、党則、規約又は会則等その名称のいかんを問わず、政治団体の目的、組織運営に関して定めたものを提出して下さい。
※国会議員関係政治団体の2号団体に該当する団体においては、第27号様式を提出して下さい。

長野県知事又は長野県議会議員の選挙の候補者等(現職含む)の後援団体が課税上の優遇措置の適用を受ける場合に提出してください。なお、国会議員選挙の候補者等の後援団体が課税上の優遇措置の適用を受ける場合は、本様式ではなく「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」の提出が必要です。

被 推 薦 書

令和 7 年 4 月 3 日

政治団体の名称 「収支大事郎」後援会
代表者の氏名 収支 大事郎 殿

公職の種類 長野県議会議員(現職)
氏 名 収支 大事郎
住 所 長野市大字南長野南県 86-1

自署や、届出者本人が提出に来庁し、身分証などにより本人確認ができる場合などは押印が不要になりました。

私(私達)は、令和7年4月1日から貴団体の推薦(支持)を受けています。

(備 考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 「公職の種類」には、都道府県の議会の議員又は都道府県知事の区分により、その職にある者にあつては、「〇〇県議会議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては、「〇〇県議会議員(候補者等)」の例により記載すること。
- 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「〇〇県議会議員(候補者等)(令和 年 月 日)」の例により記載すること。

令和7年3月4日

収支報告書と一緒に提出してください。

総務大臣
長野県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称 「収支大事郎」後援会

事務所の所在地 長野市大字南長野南県町686-1

(候補者等)
会計責任者の氏名

収支 美保



寄附金控除のための書類の確認について

自署や、届出者本人が提出に来庁し、身分証などにより本人確認ができる場合などは押印が不要になりました。

(公職選挙法第189条)

このことについて、政治資金規正法第12条若しくは第17条の規定による収支報告書に報告されているの

で確認をお願いします。

記

寄附者の数	寄 附 金 額	書 類 の 枚 数	備 考
1 人	600,000 円	1	

一緒に提出する「第9号様式の2」と内容の整合が取れるようにして下さい。

(確認欄)

寄附金(税額)控除のための書類

第9号様式とあわせて提出してください。

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

寄附をした者の記載内容が収支報告書と一致するようにして下さい。

氏名	選挙行也						
住所	〇〇市大字〇〇〇〇〇〇番地						
寄附金の額	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥マーク必須 → ¥	6	0	0	0	0	0
寄附年月日	年 月 日						

(寄附を受けた団体)

同一人からの寄附が複数回ある場合は、この欄への日付記入は不要です。

名称	「収支大事郎」後援会	
所在地	長野市大字南長野南県町686-1	
団体の区分 [いずれか該当するものの番号を○で表示]	政党又は政治資金団体 (租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号)	左記以外の特定の政治団体 (租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号)
	1	②
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 [同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。]	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	収支大事郎 選挙 年 月 日
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	選挙 年 月 日
住所		

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
6・1・25	300,000 円	・	円	・	円
6・4・10	300,000	確認を受ける寄附が1回の場合は、この欄へは記入不要です。		・	円
・			円	・	円
・	円	・	円	・	円

(備考) 寄附をした者の氏名、住所、寄附金の額、寄附年月日は収支報告書と同一に記載すること。

届出事項等の異動届

異動した日から7日以内に届出。郵送はできません。

令和7年11月20日

総務大臣 殿
長野県選挙管理委員会

この部分に異動が生じた際は、異動後の「新しい情報」を記載します。

- 政治団体の名称
主たる事務所の所在地
代表者の氏名

「収支大車郎」後援会

長野市大字南長野南県町686-1

収支大車郎



政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容
に異動があったので、同条の規定により、下記のとおり届け出ます。

自署や、届出者本人が提出に来庁し、身分証などにより本人確認ができる場合などは押印が不要になりました。

記

Table with columns: 異動事項, 内容, 備考. Rows include: 主たる事務所の所在地, 代表者, 会計責任者, 国会議員関係政治団体の区分, 公職の候補者の氏名, 公職の種類, 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知.

※異動に伴い、綱領、党則、規約又は会則等も改まる場合は、添付して提出して下さい。
※政党(政党の支部)が名称、主たる事務所の所在地及び活動区域を移動する場合、様式第21号(支部証明書)の添付が必

政治団体を解散、又は政治団
体でなくなった日から30日以内
に届出。ただし、国会議員関係
政治団体にあつては60日以内

政治団体解散届

令和7年12月18日

総務大臣 殿
長野県選挙管理委員会

自署や、届出者本人が提出に来庁
し、身分証などにより本人確認がで
きる場合などは押印が不要になりま
した。

政治団体の名称 「収支大事郎」後援会
事務所の所在地 長野市大字南長野南町686-1
代表者の氏名 収支 大事郎
会計責任者の氏名 収支 美保

令和7年12月15日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

「解散年1月1日から解散日までの収支報告書」及び、未提出の収支報告書がある場合、
「未提出分の収支報告書」の添付が必要です。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 4 この届出をする場合には、解散の日までの法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。(解散の日迄のすべての未提出の収支報告書を提出すること。)

資金管理団体指定届

指定した日から7日以内に届出。
(資金管理団体に指定する場合のみ届出)

令和 7 年 4 月 3 日

総務大臣
長野県選挙管理委員会 殿

自署や、届出者本人が提出に来庁し、身分証などにより本人確認ができる場合などは押印が不要になりました。

公職の種類 **県議会議員（現職）**
氏名 **収支 大事郎**
住所 **長野市大字南長野南県町123-4**

令和 7 年 4 月 1 日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第 19 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1. 資金管理団体の名称 **「収支大事郎」後援会**
- 2. 主たる事務所の所在地 **長野市大字南長野字幅下692-2**
- 3. 代表者の氏名 **収支 大事郎**

資金管理団体に指定する場合、代表者自身が候補者等の本人でなければなりません。

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 7 年 4 月 1 日

氏名

自署や、届出者本人が提出に来庁し、身分証などにより本人確認ができる場合などは押印が不要になりました。

収支 大事郎

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職に有る者にあつては「衆議院議員 東京都第〇区選挙区(現職)」、その職の候補者又は候補者になろうとする者にあつては「衆議院議員 近畿選挙区(候補者等)」の例により記載すること。

資金管理団体指定取消届

取消した日から7日以内に届出。
※資金管理団体に指定していた政治団体を解散した場合は、第25号様式で届出。

令和7年12月18日

総務大臣
長野県選挙管理委員会 殿

自署や、届出者本人が提出に来庁し、身分証などにより本人確認ができる場合などは押印が不要になりました。

氏名 収支 大事郎
住所 長野市大字南長野南県町123-4

令和7年12月15日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

- 資金管理団体の名称 「収支大事郎」後援会
- 主たる事務所の所在地 長野市大字南長野南県町686-1

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和7年12月15日

氏名 収支 大事郎

自署や、届出者本人が提出に来庁し、身分証などにより本人確認ができる場合などは押印が不要になりました。

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。

資金管理団体でなくなった旨の届

なくなった日から7日以内に届出。
※資金管理団体に指定していた政治団体を解散等した場合は、この様式で届出。

令和7年12月18日

総務大臣
長野県選挙管理委員会 殿

自署や、届出者本人が提出に来庁し、身分証などにより本人確認ができる場合などは押印が不要になりました。

氏名 収支 大事郎
住所 長野市大字南長野南県町123-4



下記の政治団体は、令和7年12月15日に()により、
資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

備考4、5をもとに記載

- 1. 資金管理団体の名称 「収支大事郎」後援会
- 2. 主たる事務所の所在地 長野市大字南長野南県町686-1

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和7年12月18日

氏名 収支 大事郎



自署や、届出者本人が提出に来庁し、身分証などにより本人確認ができる場合などは押印が不要になりました。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者(当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者)本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者(当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者)本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 4 ()には「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」、又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 5 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合にあっては、この届出は新たに選任された代表者が行い、()には「資金管理団体の届出をした者が死亡した」と記載すること。

資金管理団体届出事項の異動届

異動した日から7日以内に届出。

令和7年11月20日

総務大臣
長野県選挙管理委員会 殿

自署や、届出者本人が提出に来庁し、身分証などにより本人確認ができる場合などは押印が不要になりました。

氏名 **収支 大事郎**
住所 **長野市大字南長野南県町123-4**

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 資金管理団体の名称 **「収支大事郎」後援会**
- 異動事項 **主たる事務所の所在地**
- 内容
(1) 新 **〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 電話026-234-9501**
(2) 旧 **〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 電話026-232-0111**
- 異動年月日 **令和7年11月18日**

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和7年11月20日

氏名 **収支 大事郎**

自署や、届出者本人が提出に来庁し、身分証などにより本人確認ができる場合などは押印が不要になりました。

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。